

一般競争入札公告

社会福祉法人埼玉療育友の会 の発注する工事の請負について、下記の通り競争入札を行いますので、その内容を通知します。

令和元年7月25日

社会福祉法人埼玉療育友の会

理事長 杉田 勝彦

1. 対象工事

- (1) 工事名称 埼玉療育園改築工事
- (2) 工事場所 埼玉県大里郡寄居町大字藤田179番地1 他13筆
- (3) 工事概要 工事種別：改築工事
構 造：鉄骨造 地上2階建PH付
建物用途：医療型障害児入所施設（90床のうち42床）
敷地面積：10,724.47㎡
建築面積：1,165.17㎡
延床面積：1,829.35㎡
工事内容：建築工事一式、電気設備工事一式、給排水衛生設備工事一式
空調換気設備工事一式、昇降機設備工事一式、酸素配管設備一式
- (4) 工事期間 契約締結日から令和2年3月31日（諸官庁検査済証取得含む）
- (5) 設計金額 非公開
- (6) 工事に関する特記事項
この改築工事は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を基に行うものであり、全90床のうち既存病棟近接の新病棟42床を新築する工事である。

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公開）
- (3) 最低制限価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無

3. 支払条件

- (1) 契約時に契約金額の10%、中間時30%（10万円未満は端数切捨てとします。）
- (2) 残額支払 国庫補助金交付後かつ工事完成検査済証受理後10日以内
- (3) 支払方法 銀行振込

4. 入札参加資格

- (1) 平成 31・32 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者で、建築工事業、建築一式で登録されている単体企業（共同企業体は不可）であり、かつ該当工事の格付が@等級であり、工事施工実績を有する者、またはこれと同等の要件を満たす者であること。
- (2) 平成 31・32 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者で、総合評定値（P）が 900 点以上であること。
- (3) 契約締結権限のある本店を熊谷、本庄、秩父、行田、東松山県土整備事務所管内に有すること。
- (4) 過去 7 年以内に同種工事を元請として施工した実績を有する者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 建築工事にあっては、入札対象工事に、入札参加資格等確認申請書の提出日以前に所属建設業者と 3 か月以上の雇用関係を有する一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有した主任技術者または監理技術者を専任で配置することができる者であること。なお、監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 開札日の直近の審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては 1,500 万円未満、それ以外の工事にあっては 500 万円未満の場合はこの限りでない。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び寄居町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (10) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (11) 直近の 2 か年度において、埼玉県発注工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- (12) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと、および対象工事にかかる受注者又は当該受注者と資本関係もしくは人事面において関連のある企業でないこと。

5. 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、令和元年8月7日（水）までに、(2)のアの様式、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格審査数値が確認できる書類の写し、及び入札参加資格の確認できる書類の写しを付し、下記にFAXで申込みを行うこと。他の添付書類と原本等は速やかに持参又は郵送すること。なお、提出された確認書類は返却できませんので予めご了承ください。

また、認定を受けた者であっても、入札期日において認定要件を満たしていない者は入札に参加する資格を有しません。

※ FAXにて送信後は、必ず受信の確認を電話にて行ってください。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格等確認申請書（様式1）、入札参加資格等確認資料（様式2）

イ 会社概要、経歴書、役員構成、氏名がわかるもの（会社のパンフレット等）

ウ 直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し及び建設業等の許可通知の写し

エ 平成31・32年度埼玉県競争入札参加資格審査結果通知書の写し

オ 主な工事施工実績の一覧表（過去7年間）、また同種建築工事（医療・福祉施設）については契約書等の写しを添付すること。添付ないものについては無効。

※ 提出された確認申請書、確認資料及びその他資料の返却はしません。

※ 書式は指定のものを使用する。書式については、12.「特記事項」、「その他」に記載有り。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒369-1204 埼玉県大里郡寄居町大字藤田179番地1

社会福祉法人埼玉療育友の会 理事長 杉田勝彦

電話：048-581-0351 FAX：048-581-9677

担当者：法人本部主任 川田純孝

E-mail：info@saitama-ryoiku.jp

※ 問い合わせは原則メールで行います。また件名の頭に【入札関係】を記載してください。

(4) 入札参加資格者の通知

ア 入札参加資格の適・不適の通知は、令和元年8月9日（金）までに参加申し込みをされたFAX番号又はメールアドレスいずれか又は両方に通知します。

イ 入札関係書類（入札書・委任状等）は、郵送又は電子メールにて送付します。

※ 入札参加不適格者には、書類等は配布しません。

※ 入札参加適格者の選定結果に対する問合せ及び異議については、一切応じません。

(5) 入札参加申請の無効

ア 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。

イ 提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

ウ 所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。

エ 1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。

オ 明らかに談合によると認められるとき。

カ 入札参加資格申請に必要な要件を具備していないとき。

6. 設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格が確認された業者には、設計図書等、入札書等書式、図面・仕様書の電子データ入手先を電子メールにより通知します。(無償。原則ダウンロードにより入手してください。)
- (2) 現場説明会は行いません。
- (3) 現場確認は可能です。(要事前電話連絡。連絡先は5(3)参照のこと)
- (4) 設計図書等の配布日 令和元年8月13日(月)
- (5) 設計図書等に関する質問は次の通り受け付けます。
鯨井設計事務所 代表 鯨井俊夫
電話番号 048-523-0300
- (6) 質疑受付期限 令和元年8月28日(水)正午まで
- (7) 質疑提出方法 電子メールによる(設計図等の配布資料に質疑先メールアドレスを含む)
- (8) 回答期日・方法 令和元年9月2日(月)正午までに質問者及び入札参加予定者全員にお知らせします。

7. 入札参加者注意事項

(1) 受付

入札日、参加者は受付の際に、入札参加資格確認結果通知書、身分を証明するもの(運転免許証、社員証(顔写真付きのもの)等)を持参し、入札主催者の確認を受けること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(3) 入札書は必要事項を記入、押印(実印)のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。

(4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。初回入札における落札者はその入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を落札日以降3日以内に提出すること。

※持参するもの

①入札書、②委任状(代理人の場合)、③身分を証明できるもの、④名刺、⑤入札金額見積内訳書、⑥課税事業者届出書又は免税事業者届出書

8. 入札と開札

(1) 入札日時

令和元年9月11日（水）午後2時30分から（5分前までに受付を済ませること）

(2) 入札場所

埼玉県大里郡寄居町大字藤田322番地1

社会福祉法人埼玉療育友の会 障害者支援施設 山鳩よりい 多目的室

※ 入札会場は「障害者支援施設 山鳩よりい」です。お間違えないようにご注意ください。

(3) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は1回のみ入札を行います。

(4) 予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格をもって有効な入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで行う。なお、再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加できません。

ア 無効の入札をした者

イ 最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者

(5) 上記（4）により落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となる事ができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。

(6) 辞退

入札を辞退するときは、入札辞退届の提出すること。

(7) 開札

入札書の提出後直ちに行います。

(8) 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(9) 法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

談合等不正行為を行わないこと。

(10) 入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

キ 次に掲げる入札をした者がした入札

① 入札書の押印のないもの

- ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ③ 押印された印影が明らかでないもの
- ④ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- ⑤ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- ⑥ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ⑦ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの

ク 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(11) その他

- ア 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがあります。
- イ 一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
- ウ 入札時には、当法人の理事、監事、評議員等が立会うものとする。

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の 100/110 の価格（以下「入札書比較価格」という。）の範囲内で最低制限価格の 100/110 以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (3) 再度の入札の結果、落札候補者が出ない場合は、開札結果に引続き当該入札場所において直ちに契約の相手方となることを希望する者を募ります。

10. 落札価格の決定

落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。

11. 契約について

(1) 契約の時期

契約の締結は当法人の理事会に付さなければならない事項であるため、理事会承認を受けた後とする。なお、契約締結については、消費税率引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての工事支払については消費税 10%とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

(4) 契約約款の適用

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じて補正すること）

(5) 工事履行保証措置

工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保

証人制度は採用しないこと。

- (6) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (7) 一括下請負契約を行わないこと。
- (8) 落札決定から本契約までの間に埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けたものは、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする)

12. 特記事項、その他

- (1) 入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 本工事における一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要綱」に準じて行う。
- (4) 落札者は、後日近隣住民に対し、工事期間中の安全対策等についての説明を行うこと。
- (5) この入札に係る参加申請書式等については、埼玉療育友の会 WEB サイトの以下のアドレスより取得してください。

http://saitamaryouiku-tomonokai.net/nyusatsu/2019/sanka_youshiki.docx

以上